即時口座振替サービス取扱要領

農　林　中　央　金　庫

ＪＡバンク業務革新部

目　次

第１章　通則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

　１　本要領の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

　２　本要領の改正　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

　３　準用規定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

　４　用語の定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

　５　基本契約　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

　６　農林中金が実施する業務の範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

　７　利用者情報の保護　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

　８　サービスの停止・変更・廃止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第２章　即時口座振替サービスの概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

　１　サービス内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

　(1) 即時口座振替契約登録サービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

　(2) 即時口座振替サービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

　２　利用するシステムおよび概要図　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

　(1) システムの基本スキーム　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

　(2) システム形態（概要図）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

　３　利用規定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

　(1) 内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

　(2) 交付方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

　４　利用条件　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

　(1) 利用者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

　(2) 端末機　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

　(3) 収納機関　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

　(4) 取扱日・取扱時間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

　５　セキュリティ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

　(1) 即時口座振替契約登録サービスにおける多要素認証　・・・・・・・・・・・・ 8

　(2) アクセストークン認証　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

　(3) 収納機関のセキュリティ対応の審査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

　６　即時口座振替契約登録サービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

　(1) 即時口座振替契約登録処理の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

　(2) 本人確認情報の提供　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

　(3) 顧客情報との一致確認機能の提供　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

　(4) 処理エラーが発生した場合の取扱い　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

　(5) 即時口座振替契約解約　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

　(6) 即時口座振替契約解約処理の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

　７　即時口座振替サービス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

　(1) 即時口座振替実行処理の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

(2) 即時口座振替実行の取消 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
(3) 処理エラーが発生した場合の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
8 収納機関から受領する取扱手数料の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(1) 取扱手数料の取扱いの決定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
(2) 取扱手数料の精算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
9 利用者からの照会への対応および利用者への諸連絡 ・・・・・・・・・・・・・ 18

第３章 収納機関との契約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
1 概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
2 収納機関との契約手続 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

第４章 収納機関との即時口座振替実行資金の決済 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
1 収納機関との即時口座振替実行資金の決済 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
2 農協・信連における信用仮受金（即時口振口）口座の開設 ・・・・・・・・・・ 20

第５章 経費分担 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
1 ＡＰＩ連携等利用料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
2 ＪＡＳＴＥＭ利用料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第６章 事故・障害 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
1 障害の定義 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
2 障害時・障害復旧時の対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22

第７章 ヘルプデスク ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
1 ヘルプデスクの設置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
2 ヘルプデスクの運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

第８章 還元資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
1 還元資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第１章　通則

１　本要領の目的

本要領は、「FinTech 企業等との連携及び協働に係る方針」に基づき提供する FinTech 企業等との連携サービスのうち、更新系ＡＰＩ（個人）による即時口座振替サービス（以下「本サービス」という。）について、業務を円滑に運営するために必要な事項を定める。

２　本要領の改正

本要領の改正は、農林中金が行い、改正事項を信連に通知する。

３　準用規定

本サービスの取扱いは、本要領によるほか、次による。

(1)　ＪＡバンクの「FinTech 企業等との連携および協働に係る方針」

(2)　ＡＰＩサービスに関する規定

４　用語の定義

本要領で使用する用語とその用法・説明は、次のとおりである。

用語	用法・説明
農協	農業協同組合（信用農業協同組合連合会の権利義務を包括承継した農業協同組合を除く。）をいう。
信連	信用農業協同組合連合会（信用農業協同組合連合会の権利義務を包括継承した農業協同組合および最終統合県支店を含む。）をいう。 なお、農林中金と信連の最終統合県においては、本要領において特に定めがない場合、「信連」とある箇所を当該最終統合県を管轄する「最終統合県支店」と読み替える。
農林中金	農林中央金庫をいう。
最終統合県支店	信連・農林中金間で最終統合（合併または全部事業譲渡）が実現した県域（以下「最終統合県」という。）を管轄する農林中金支店をいう。
系統金融機関	農協、信連および農林中金をいう。
ＪＡバンク	ＪＡ（農協）・ＪＡ信農連・農林中央金庫により構成された、実質的にひとつの金融機関として機能するグループの名称を指していう。
ＪＡサービスＩＤ	ＪＡバンクが提供するインターネットによる各種ＡＰＩ連携サービスを利用するためのＩＤをいう。ＪＡバンクのキャッシュカードを保有する利用者が発行可能。
ＡＰＩ	Application Programming Interface の略で、アプリケーションが他のアプリケーションと機能やデータを共有するための接続仕様のことをいう。
収納機関	ＡＰＩを介して金融機関口座と連携して利用する決済サービスを提

用語	用法・説明
	供する、あるいは、各種代金の収納を行う企業または団体等をいう。
収納金融機関	利用者が支払いを行う金融機関をいう。
即時口座振替契約	「口座振替契約」とは、収納機関から収納金融機関に都度送付される請求書記載の金額を、利用者に通知することなく、収納金融機関にある利用者の口座から引落しのうえ支払う旨の契約をいう。 本サービスにおける「口座振替契約」は、収納機関から都度電子的に送付される口座振替実行依頼を受け、即時に利用者の口座から引落しすることから、「即時口座振替契約」と呼ぶ。
ＡＰＩ連携基盤	本サービスを含む各種ＡＰＩ連携サービスを運営するＪＡバンクのシステムをいう。農林中金が外部委託により開発・保守を担う。 本サービスにおけるＡＰＩ連携基盤（更新系ＡＰＩ（個人）を利用する。）は、利用者の端末機および収納機関のシステムとインターネットを通じて接続するとともに、ＪＡＳＴＥＭと接続してＡＰＩ連携基盤に開放された特定のＪＡＳＴＥＭオンライン取引を行うことにより、本サービスにかかる諸処理を行う。
ＪＡＳＴＥＭ	農協・信連の勘定系システムをいう。
ＳＭＳ認証	「ＳＭＳ（ショートメッセージサービス）」は、携帯電話の電話番号へ短文のメールを送信する仕組みをいう。 「ＳＭＳ認証」は、認証時に利用者の携帯電話へＳＭＳで認証コード（ワンタイムパスワード）が送信され、利用者がその認証コードを入力することで認証する仕組みをいう。
ＩＶＲ認証	「ＩＶＲ（Intractive Voice Response）」は、自動音声応答システムをいう。 「ＩＶＲ認証」は、認証時に利用者の電話へ着信し、認証コード（ワンタイムパスワード）が読み上げられ、利用者が読み上げられた認証コードを入力することで認証する仕組みをいう。

５　基本契約

(1)　系統内契約

本サービスの取扱いにかかる系統内の基本契約については、農林中金が制定するＪＡバンクの「FinTech 企業等との連携および協働に係る方針」への各農協・信連(注)の同意にて代えるものとする。また、収納機関別の個別契約は行わない。

各農協・信連は、本要領を遵守のうえ、本サービスの取扱いを行うものとする。

（注）最終統合県支店を除く。

６　農林中金が実施する業務の範囲

農協および信連が本サービスを実施するにあたり、農林中金は、次に掲げる業務を実施す

るものとする。

(1)　本サービスを行うためのシステムの開発、利用および保守に関する業務

(2)　本サービスを利用する収納機関との契約締結、即時口座振替実行金額の決済および取扱手数料の授受・精算など本サービスに関する業務

(3)　本サービスを行うための経費精算に関する業務

(4)　前記(1)～(3)に付随する業務

7　利用者情報の保護

(1)　農林中金は、本サービスにおける顧客情報をはじめとする利用者情報の各種情報を善良なる管理者の注意をもって取り扱い、秘密として保護する。

(2)　農林中金は、利用者情報へのアクセス権限を委託業務の目的に必要な範囲に限定するとともに、アクセス権限の利用状況の確認その他アクセス管理の徹底を図るなど適切な安全管理措置を講ずる。

(3)　農林中金は、全役職員に対し、セキュリティ教育を適切に実施する。

(4)　農林中金は、利用者情報に関して漏えい等の事項が発生した場合、適切に対応し、速やかに農協および信連に対し報告する体制を構築・維持する。

(5)　前記(1)～(4)にかかわらず、農林中金は、法令・規則・裁判所の決定もしくは命令または行政庁の命令もしくは指示等に基づき必要とされる場合に限り、開示を要求した相手方に対して顧客情報を開示することができる。

8　サービスの停止・変更・廃止

次の事項に該当する事由が生じた場合、農林中金は本サービスの全部または一部を停止もしくは廃止し、必要に応じて内容を変更することができる。

これらを実施する場合は、農林中金は事前に農協および信連に通知にて予告したうえで行うが、緊急を要するときは事前の予告なく行うことがあるものとし、農協および信連は、これをあらかじめ了承し、農林中金に何ら異議を述べないものとする。

(1)　本サービスの提供にかかるシステムに関して、メンテナンスまたは保守を行うとき

(2)　火災、停電、事故、天災地変等の不可抗力または第三者による妨害等により、本サービスの提供が困難になったとき

(3)　ソフトウェアの不良、コンピュータウィルスの感染その他システム上の障害が生じたとき

(4)　本サービスの内容に関し第三者（裁判所、官公庁を含む。）から異議の申立または差止等の請求があったとき

(5)　前記(1)～(4)以外の緊急事態により農林中金が本サービスを停止する必要があると判断するとき

第２章　即時口座振替サービスの概要

１　サービス内容

本サービスは、即時口座振替契約登録サービスと即時口座振替サービスからなる。

(1)　即時口座振替契約登録サービス

ＪＡサービスＩＤを所有する利用者が、即時口座振替サービスを利用するにあたり、従来の口座振替依頼書による手続に代わり、収納機関アプリまたはホームページ（口座振替申込サイト）（以下「アプリ等」という。）からＡＰＩ連携基盤と接続して即時口座振替契約登録にかかる依頼を行い、それらの登録情報を収納機関―農協・信連間において電子的に通知するとともに、ＪＡＳＴＥＭにおいて即時口座振替契約の登録処理を行うもの。

当該口座には、当該収納機関との即時口座振替契約が登録され、即時口座振替契約登録がある場合は当該口座の解約が不可となるとともに、ＪＡＳＴＥＭにおいて口座振替登録中の口座として検索が可能となる。

また、即時口座振替契約の解約機能を有する。

(2)　即時口座振替サービス

収納機関より、前記(1)による当該収納機関との即時口座振替契約登録が完了した利用者の口座からの即時口座振替実行依頼を受け付け、利用者に通知することなく、即時に当該依頼上の実行金額を利用者の口座から引き落とし、翌営業日に当該収納機関へ支払うもの。

即時口座振替実行は、口座の残高不足や出金停止登録等の理由がある場合には行われない。また、カードローンの自動融資は利用できない。

また、即時口座振替実行依頼の当日中における実行取消機能を有する。

２　利用するシステムおよび概要図

(1)　システムの基本スキーム

農林中金が運営するＡＰＩ連携基盤（更新系ＡＰＩ）を利用し、以下の処理を行う。

a　即時口座振替契約登録サービス

利用者がインターネットを通じて収納機関アプリ等で収納金融機関としてＪＡバンクを選択することによりＡＰＩ連携基盤の即時口座振替契約登録サービス画面に接続し、即時口座振替契約申込を行い、さらにＡＰＩ連携基盤がＪＡＳＴＥＭと接続し特定のＪＡＳＴＥＭオンライン取引を実施することで、ＪＡＳＴＥＭにおいて対象口座への即時口座振替契約情報登録を行う。

b　即時口座振替サービス

収納機関が、利用者からの収納機関アプリ等での即時口座振替実行指示を受け、ＡＰＩ連携基盤に対して即時口座振替実行依頼を行い、さらにＡＰＩ連携基盤がＪＡＳＴＥＭと接続し特定のＪＡＳＴＥＭオンライン取引を実施することで、ＪＡＳＴＥＭにおいて対象口座からの即時引落処理および収納機関口座への入金処理を行う。

(2)　システム形態（概要図）

本サービスのシステム形態（概要図）は、次のとおり。

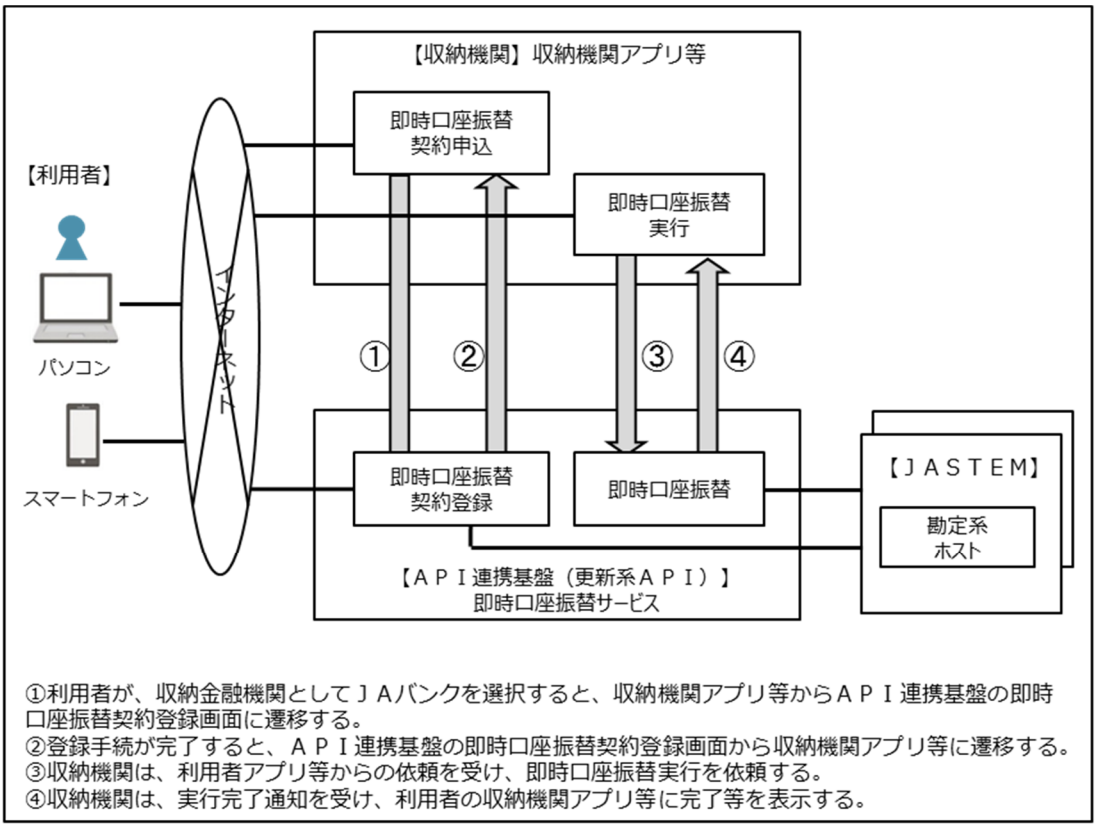

３　利用規定

(1)　内容

農林中金は、本サービスの適用範囲、利用方法、即時口座振替契約の内容等に関する利用者向け規定として、ＡＰＩサービスに関する規定に「即時口座振替サービス利用規定」（以下「利用規定」という。）を定める。

なお、利用規定は、本サービスの性質上、全国統一の内容となり、県域でのカスタマイズは不要とする。

(2)　交付方法

農林中金は、前記(1)の利用規定を農林中金が運営するＪＡバンクホームページに掲載するとともに、本サービスでの即時口座振替契約登録申込時にＡＰＩ連携基盤のウェブサイトの即時口座振替契約登録サービス画面上に表示し、利用者は内容に同意したうえで、契約手続を実施する。

本規定は、オンラインサービスにかかる規定であり、かつＷｅｂで閲覧が可能なため、農協・信連の店頭での交付・備え付けは不要とする。

４　利用条件

(1)　利用者

利用者は、農協または信連に、次のとおり、貯金口座を開設し対象カードの発行を受けた個人とする。なお、本サービスの利用にあたっては、あらかじめＪＡサービスＩＤの発行を受ける必要がある。

ａ　対象となる貯金口座

(a)　活動中の普通貯金口座（一般・総合および営農。利息を付さない旨の約定のある普通貯金無利息型（決済用）を含む。）

(b)　ＪＡＳＴＥＭの貯金商品情報の自振契約可否区分が、「1：可」であること。

ｂ　対象となるカード

個人の本人カードのうち、キャッシュカード（ＩＣカード、一体型カードおよび行政カードを含む。）とする。

ｃ　ＪＡサービスＩＤ

ＪＡサービスＩＤの発行については、ＡＰＩサービスに関する規定（ＪＡサービスＩＤ利用規定）による。

(2)　端末機

本サービスを利用できる端末機は、収納機関およびＡＰＩ連携基盤が指定する基準・規格を満たすパソコン、スマートフォンとする。

(3)　収納機関

本サービスを利用する収納機関は、次の取扱い条件をみたす。

a　公益財団法人金融情報システムセンター（ＦＩＳＣ）公表のＡＰＩ接続チェックリストにおいてＡＰＩ接続先が対象とされている各項目において必要と考えられる対応がなされていると農林中金が判断できること。

b　ＪＡＳＴＥＭシステムに下表の入出金委託者情報が登録されていること（この委託者情報の登録については、本サービスを利用する収納機関ごとに農林中金から具体的な連絡が行われる。）。

	委託者情報項目名	設定
1	振替業務区分	「０：通常委託者」、「１：実在代表委託者」または「４：配下委託者」であること。
2	振込引落区分	「１：引落」であること。
3	取扱範囲区分	「２：県内ＪＡ」であること。
4	振替契約管理要否	「１：要」であること。
5	振替契約保有期間	「99：無期限」であること。

(4)　取扱日・取扱時間

業務機能	平日	土曜・祝日	日曜	長時間非活性日（注２）	
				前日	当日
即時口座振替契約登録	8:00～20:00	終日利用不可	終日利用不可	終日利用不可	終日利用不可
即時口座振替契約解約	8:00～20:00（注１）	終日利用不可	終日利用不可	終日利用不可	終日利用不可
即時口座振替実行	0:40～23:40	平日と同じ	6:30～23:40	0:40～21:00	8:00～23:40
即時口座振替取消	0:40～23:40	平日と同じ	6:30～23:40	0:40～21:00	8:00～23:40

（注）１　ＡＰＩ連携基盤は、即時口座振替契約の解約依頼を 24 時間 365 日受け付け、ＡＰＩ連携基盤における解約処理を行うが、ＪＡＳＴＥＭの取扱時間帯（平日 8:00～20:00）外に受け付けた依頼にかかるＪＡＳＴＥＭ側の解約処理は翌取扱時間帯となる。

２　長時間非活性日とは、農林中金が事前に計画したＪＡＳＴＥＭの長時間メンテナンス日のこと。基本的な発生タイミングは 1、5、8、10 月の第 3 土曜日の 21:00-翌 8:00。

５　セキュリティ

(1)　即時口座振替契約登録サービスにおける多要素認証

ＡＰＩ連携基盤は、即時口座振替契約登録サービスにおいて第二認証の適用による多要素認証（「記憶・知識」、「所持」、「生体」の３つの認証要素のうち２つ以上を利用した認証方法）を実装し、金融機関として高度な水準のセキュリティ対策を行う。

具体的には、ＪＡサービスＩＤ・パスワードおよびキャッシュカード暗証番号による認証（「記憶・知識認証」）に加えて、第二認証としてＳＭＳ認証・ＩＶＲ認証による「所持認証」を実装する。

ａ　ＪＡサービスＩＤ・パスワード

利用者が即時口座振替契約申込を行うにあたっては、ＡＰＩサービスに関する規定に定めるＪＡサービスＩＤ・パスワードの発行を受けていることが必要となる。

利用者は、即時口座振替契約登録サービスのログイン画面にてＪＡサービスＩＤ・パスワードの入力が求められる。なお、未発行の場合は、ログイン画面上の案内にしたがい発行手続を行うことができる。

ｂ　キャッシュカード暗証番号

利用者が即時口座振替契約申込を行うに際しては、申込内容確認画面にて申込内容の確認とともに、当該口座にかかるキャッシュカード暗証番号の入力が求められる。

なお、暗証番号の入力誤りについては、ＡＴＭ等による操作時とも共通して管理されており、入力誤りが規定回数を超えた場合は、暗証番号を使用する取引が不可となる。

ｃ　ＳＭＳ認証・ＩＶＲ認証

(a)　第二認証としてＳＭＳ認証・ＩＶＲ認証による「所持認証」を実装する。ＳＭＳ認証・ＩＶＲ認証にて使用する電話番号は、ＪＡＳＴＥＭ登録電話番号とする。

ＪＡＳＴＥＭ登録電話番号の登録・変更は、農協の窓口（またはメールオーダーサービス）でのみ変更可能（Ｗｅｂ等での変更不可）であることから、不正な登録・変更のリスクは僅少である。

(b)　ＡＰＩ連携基盤は、利用者が第二認証選択画面にて選択したＪＡＳＴＥＭ登録電話番号あてにＳＭＳ（ＳＭＳ受信が行えない電話番号の場合はＩＶＲ）により、利用者あてに認証コード（ワンタイムパスワード）を通知する（ＳＭＳの場合はショートメッセージに認証コードを記載する。ＩＶＲの場合は音声で認証コードを読み上げる。）。

利用者は、続く第二認証画面にて通知された認証コードを入力する。

なお、ＩＰ電話（先頭が 050 で始まるもの）はＩＶＲ認証の対象外とする（ＩＰ電話はＳＭＳも利用できないので、結果、本サービスを利用できない。ＩＰ電話はサービス業者数が多く、業者のセキュリティ状況の点検が困難なため。）。

(2)　アクセストークン認証

ＡＰＩ連携基盤は、利用者の即時口座振替契約登録完了時に、収納機関に対して当該利用者の即時口座振替実行用のアクセストークンを発行する。

収納機関は、ＡＰＩ連携基盤に対して即時口座振替実行・取消や即時口座振替契約解約依頼を行う際には、依頼電文に当該利用者の即時口座振替実行用のアクセストークンをセットし、ＡＰＩ連携基盤は、当該アクセストークンの認証確認を行う。

(3)　収納機関のセキュリティ対応の審査

収納機関との契約主体となる農林中金は、収納機関とのサービス開始に先立ち、収納機関の対象サービスにおいて公益財団法人金融情報システムセンター（ＦＩＳＣ）公表のＡＰＩ接続チェックリストにおいてＡＰＩ接続先が対象とされている各項目において必要と考えられる対応（多要素認証の導入等）がなされていることの審査を実施する。

６　即時口座振替契約登録サービス

（1）　即時口座振替契約登録処理の流れ

＜イメージ図＞　　（注）丸数字は、ａ～ｃの説明文末尾の丸数字と一致する。

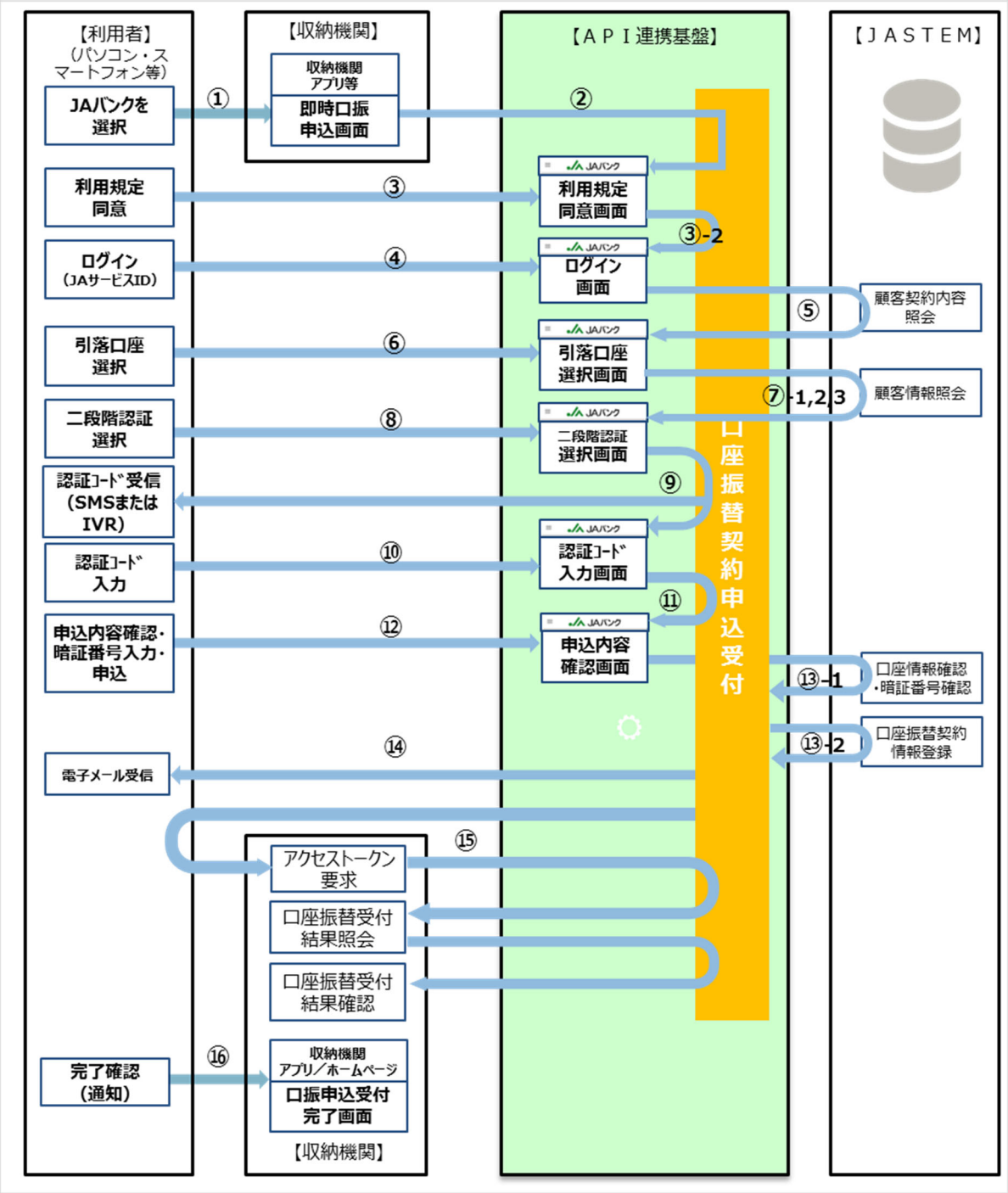

ａ　利用者の処理

以下により、農協・信連を収納金融機関とする即時口座振替契約の申込を行う。

（a）　収納機関アプリ等の即時口座振替契約申込画面に、収納機関が定める所定事項を入力し、収納金融機関として「ＪＡバンク」(注) を選択する。【①】

（注）収納機関アプリ等上では、個別農協・信連の選択は行わない。

(b) 収納機関アプリ等からＪＡバンクのＡＰＩ連携基盤上の即時口座振替契約登録サービス画面に遷移する。表示される利用規定を確認のうえ同意操作を行う。【③】

(c) ログイン画面にて、ユーザー認証項目（ＪＡサービスＩＤ(注)、パスワード）を入力する。【④】

（注）即時口座振替契約申込を行う口座を開設している農協・信連が発行したＪＡサービスＩＤ。未発行の場合は、利用者はログイン画面上の案内にしたがい発行手続を行うことができる。

(d) 引落口座選択画面に、前記(c)で入力したＪＡサービスＩＤにより特定された取引農協・信連に開設されている本サービス対象口座が表示されるので、即時口座振替契約申込を行う口座を選択する。【⑥】

(e) 二段階認証選択画面にＪＡＳＴＥＭ登録電話番号が表示されるので、認証コードの通知先とする電話番号を選択する。【⑧】

(f) 前記(e)で選択した電話番号あてに、ＳＭＳ（ＳＭＳ受信が行えない電話番号の場合はＩＶＲ）により、認証コードが通知される。【⑨】

(g) 認証コード入力画面に、前記(f)で通知された認証コードを入力する。【⑩】

(h) 申込内容確認画面にて、申込内容を確認のうえ、申込口座の暗証番号を入力し、申込操作を行う。【⑫】

(i) ＪＡサービスＩＤ取得時に指定したメールアドレスにて、ＡＰＩ連携基盤（ＪＡバンク）からの登録完了の旨の電子メールを受信する。【⑭】

(j) 収納機関アプリ等の画面に遷移するので、収納機関における即時口座振替契約の登録完了を確認する。【⑯】

b　ＡＰＩ連携基盤の処理

前記ａの利用者の画面操作に応じて、以下により即時口座振替契約申込の受付処理を行う。

(a) 収納機関からの即時口座振替契約登録依頼電文を受け、利用者と接続し、即時口座振替契約登録サービス画面（利用規定表示画面）を表示する。【②】

(b) 利用規定同意を確認のうえ、ログイン画面に遷移させる。【③-2】

(c) ユーザー認証項目（ＪＡサービスＩＤ、パスワード）の一致(注1)を確認のうえ、ＪＡＳＴＥＭに対して顧客契約内容照会の要求を行う。ＪＡＳＴＥＭからの応答内容に基づき、本サービス対象口座を表示した引落口座選択画面に遷移させる。【⑤】

(d) 引落口座の選択を受け、ＪＡＳＴＥＭに対して顧客情報照会の要求を行い、ＪＡＳＴＥＭから顧客情報（登録電話番号情報）を取得する。【⑦-1】(注2)

つづいて、ＪＡＳＴＥＭから応答された顧客情報と収納機関からの即時口座振替契約登録依頼電文上の顧客情報との一致確認等を行う。【⑦-2】(注2)

登録電話番号を表示した二段階認証選択画面に遷移させる。【⑦-3】

(e) 登録電話番号の選択を受け、利用者あてにＳＭＳまたはＩＶＲにて認証コードを通知するとともに、認証コード入力画面に遷移させる。【⑨】

(f) 認証コードの入力内容を確認のうえ、申込内容確認画面に遷移させる。【⑪】

(g) 申込同意を確認のうえ、ＪＡＳＴＥＭに対して口座情報確認・暗証番号確認の要求を行う。ＪＡＳＴＥＭから応答された確認結果（正常）を確認する。【⑬-1】

つづいで、ＪＡＳＴＥＭに対して即時口座振替契約情報登録の要求を行う。【⑬-2】

(h) ＪＡＳＴＥＭから応答された即時口座振替契約情報登録処理結果（正常）を受け、利用者がＪＡサービスＩＤ取得時に指定したメールアドレスあてに、登録完了の旨の電子メールを送信する。【⑭】

(i) 収納機関からのアクセストークン要求に対してアクセストークンを発行する。また、収納機関からの口座振替受付結果照会に対して受付結果情報および当該利用者と収納機関の間の即時口座振替契約に関する情報を応答する。【⑮】

（注）１　ＪＡサービスＩＤにより利用者の取引農協・信連が特定される。

２　(d)の処理については、収納機関との間で後記(2)および(3)に定める「本人確認情報の提供」、「顧客カナ氏名情報との一致確認機能の提供」、「顧客生年月日情報との一致確認機能の提供」の全てあるいは一部の取り決めがある場合は、次のとおり処理する（詳細は後記(2)(3)参照）。

・【⑦-1】収納機関との取り決めがある場合に限り、あわせて当該顧客情報（本人確認情報、顧客カナ氏名情報、顧客生年月日情報）を取得する。

・【⑦-2】収納機関との取り決めがある場合に限り、顧客情報（顧客カナ氏名情報、顧客生年月日情報）との一致確認処理を実施する（取り決めがない場合は【⑦-2】の処理を実施しない。）。

c　ＪＡＳＴＥＭの処理

ＡＰＩ連携基盤からの要求を受け、次の処理を行う。

(a) 当該利用者の顧客契約内容照会（口座一覧取得）結果をＡＰＩ連携基盤に返信する。【⑤】

(b) 当該利用者の顧客情報照会結果をＡＰＩ連携基盤に返信する。【⑦-1】

(c) 当該利用者の申込口座にかかる口座情報・暗証番号の確認処理を行い(注)、その結果をＡＰＩ連携基盤に返信する。【⑬-1】

(d) 当該利用者の申込口座に対して即時口座振替契約情報登録処理を行い、その結果をＡＰＩ連携基盤に返信する。【⑬-2】

（注）１　申込口座に本サービスにおいて取扱不可となる事故注意情報が設定されている場合は、取扱不可となる。

２　暗証番号の入力誤りについては、ＡＴＭ等による操作時とも共通して管理されており、入力誤りが規定回数を超えた場合は、暗証番号を使用する取引が不可となる。

(2) 本人確認情報の提供

a　収納機関は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成 19 年法律第 22 号）（以下「法」という。）第４条第１項に規定する本人確認を行うために希望する場合、契約主体となる農林中金と事前に取り決めることにより、即時口座振替契約登録サービスを利用する貯金者を対象（ただし、即時口座振替契約が正常に成立した利用者に限る。）として、ＪＡＳＴＥＭが管理する法第４条第１項第１号に規定する本人特定事項を確認済みであるか否かの情報（以下「本人確認情報」という。）の提供を受けることができる。

b　ＡＰＩ連携基盤は、前記ａの取り決めを行った収納機関から即時口座振替契約登録依頼電文を受けた場合、次の処理を行う。

(a)　前記(1)b(d)のＪＡＳＴＥＭに対する顧客情報照会の要求においてＪＡＳＴＥＭが管理する当該利用者の本人確認情報（確認済または確認未済）を取得する。

(b)　当該利用者との即時口座振替契約が正常に成立した場合は、前記(1)b(i)の収納機関からの受付結果照会に対し、当該利用者の本人確認情報（確認済または確認未済）を提供する。

(3)　顧客情報との一致確認機能の提供

a　顧客カナ氏名情報との一致確認機能の提供

(a)　収納機関は、セキュリティ（本人認証）等の観点で必要と判断して希望する場合、契約主体となる農林中金と事前に取り決めることにより、即時口座振替契約登録サービスを利用する貯金者を対象として、ＪＡＳＴＥＭが管理する顧客カナ氏名情報との一致確認機能の提供を受けることができる。この場合、不一致時の契約処理続行要否についても取り決める。

(b)　前記(a)の取り決めを行った収納機関は、前記(1)b(a)の即時口座振替契約登録依頼電文に利用者のカナ氏名情報をセットする。

(c)　ＡＰＩ連携基盤は、前記(a)の取り決めを行った収納機関から前記(b)の即時口座振替契約登録依頼電文を受けた場合、次の処理を行う。

ア　前記(1)b(d)のＪＡＳＴＥＭに対する顧客情報照会の要求においてＪＡＳＴＥＭが管理する顧客カナ氏名情報を取得し、収納機関から連携された利用者のカナ氏名情報との一致確認を行う。

　不一致時は、収納機関との取り決めが契約処理続行「要」の場合は契約処理を続行し、「否」の場合は受付エラー扱いとする。

イ　前記アの一致確認を行った場合は、当該利用者との即時口座振替契約の成否にかかわらず、前記(1)b(i)の収納機関からの受付結果照会に対し、一致確認結果情報（一致または不一致）を提供する。

〃

b　顧客生年月日情報との一致確認機能の提供

(a)　収納機関は、セキュリティ（本人認証）等の観点で必要と判断して希望する場合、契約主体となる農林中金と事前に取り決めることにより、即時口座振替契約登録サービスを利用する貯金者を対象として、ＪＡＳＴＥＭが管理する顧客生年月日情報との一致確認機能の提供を受けることができる。この場合、不一致時の契約処理続行要否についても取り決める。

(b)　前記(a)の取り決めを行った収納機関は、前記(1)b(a)の即時口座振替契約登録依頼電文に利用者の生年月日情報をセットする。

(c)　ＡＰＩ連携基盤は、前記(a)の取り決めを行った収納機関から前記(b)の即時口座振替契約登録依頼電文を受けた場合、次の処理を行う。

ア　前記(1)b(d)のＪＡＳＴＥＭに対する顧客情報照会の要求においてＪＡＳＴＥＭが管理する顧客生年月日情報を取得し、収納機関から連携された利用者の生年月日情報との一致確認を行う。

不一致時は、収納機関との取り決めが契約処理続行「要」の場合は契約処理を続行し、「否」の場合は受付エラー扱いとする。

イ　前記アの一致確認を行った場合は、当該利用者との即時口座振替契約の成否にかかわらず、前記(1)b(i)の収納機関からの受付結果照会に対し、一致確認結果情報（一致または不一致）を提供する。

(4)　処理エラーが発生した場合の取扱い

利用者は、収納機関がＡＰＩ連携基盤からの応答を受け即時口座振替契約の成立を認識し利用者の収納機関アプリ等に口座振替用口座として設定して初めて、当該収納機関との即時口座振替サービスの利用が可能となる。

ＪＡＳＴＥＭにおける即時口座振替契約登録が完了した場合であっても、その後の処理（ＡＰＩ連携基盤における登録結果の収納機関への通知等の処理、通知を受けた収納機関における処理等）において何らかのエラーが発生した場合は、収納機関においては即時口座振替契約が成立しておらず、利用者は即時口座振替サービスを利用できない。

したがって、収納機関アプリ等にて口座振替用口座として設定が確認されるまでの間に何らかの処理エラーが発生した場合は、利用者は収納機関アプリ等から当該口座へ即時口座振替契約申込を再度実施する必要がある。

なお、ＪＡＳＴＥＭにおいて当該収納機関との即時口座振替契約が成立済であっても、同内容の即時口座振替契約申込の再実施は、ＪＡＳＴＥＭ上の登録を同内容で上書きするのみであり、エラーにはならない。

(5)　即時口座振替契約解約

利用者が、即時口座振替契約を解約するにあたっては、次の方法による。

a　収納機関アプリ等からの当該収納機関との即時口座振替契約の解約申込

ただし、収納機関アプリ等にその機能が具備されている場合に限る。

この方法による解約処理の流れは、後記(6)のとおり。

b　ヘルプデスクへの即時口座振替契約の緊急停止（解約）の申し出

ヘルプデスクは、24 時間 365 日利用者からの緊急停止の申し出を受け付ける。

ヘルプデスクは、利用者から申し出のあった収納機関・対象口座にかかる即時口座振替契約の停止（解約）のＡＰＩ連携基盤への登録を行う。

この場合、利用者が再度利用を希望する場合は、改めて当該収納機関との即時口座振替契約登録の申込を行う必要がある。

(6)　即時口座振替契約解約処理の流れ

利用者が収納機関アプリ等から即時口座振替契約解約の申込を行う場合の処理の流れは、次のとおり。

＜イメージ図＞　　(注) 丸数字は、a ～ c の説明文末尾の丸数字と一致する。

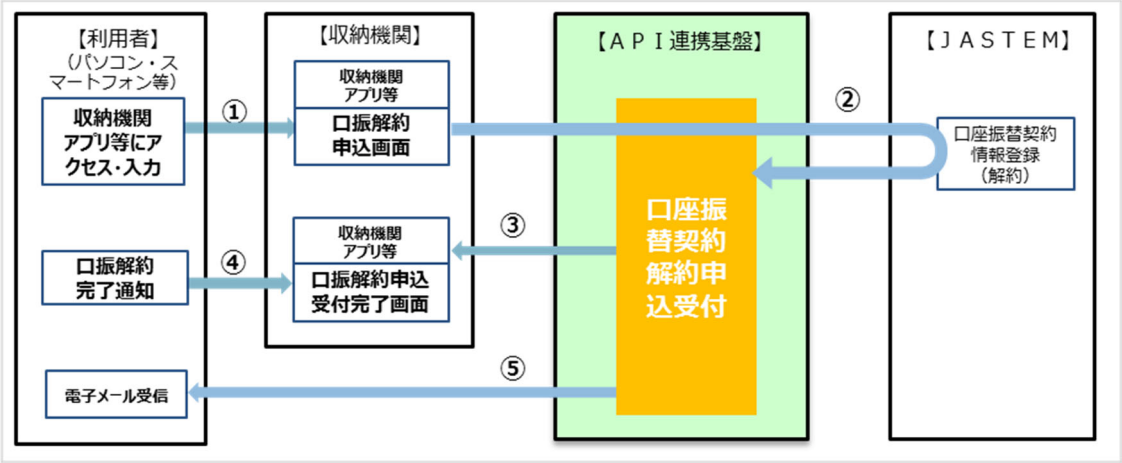

a　利用者の処理

(a)　収納機関アプリ等から、収納機関所定の方法により即時口座振替契約解約の申込を行う。【①】

(b)　収納機関アプリ等にて、即時口座振替契約解約の完了を確認する。【④】

(c)　ＪＡサービスＩＤ取得時に指定したメールアドレスにて、ＡＰＩ連携基盤（ＪＡバンク）から解約完了の旨の電子メールを受信する。【⑤】

b　ＡＰＩ連携基盤の処理

(a)　収納機関からの即時口座振替契約解約依頼電文を受け、アクセストークン認証確認を行ったうえで、当該利用者のアクセストークンを失効させるとともに、ＪＡＳＴＥＭに対して即時口座振替契約情報登録（解約）の要求を行う。【②】

(b)　ＪＡＳＴＥＭから応答された即時口座振替契約情報登録（解約）処理結果（正常）を受け、収納機関に対して解約完了通知を行う。【③】

(c)　利用者がＪＡサービスＩＤ取得時に指定したメールアドレスあてに、解約完了の旨の電子メールを送信する。【⑤】

c　ＪＡＳＴＥＭの処理

ＡＰＩ連携基盤からの要求を受け、当該利用者の対象口座に対して即時口座振替契約情報登録（解約）処理を行い、その結果をＡＰＩ連携基盤に返信する。【②】

7　即時口座振替サービス

(1)　即時口座振替実行処理の流れ

＜イメージ図＞　　（注）丸数字は、ａ～ｃの説明文末尾の丸数字と一致する。

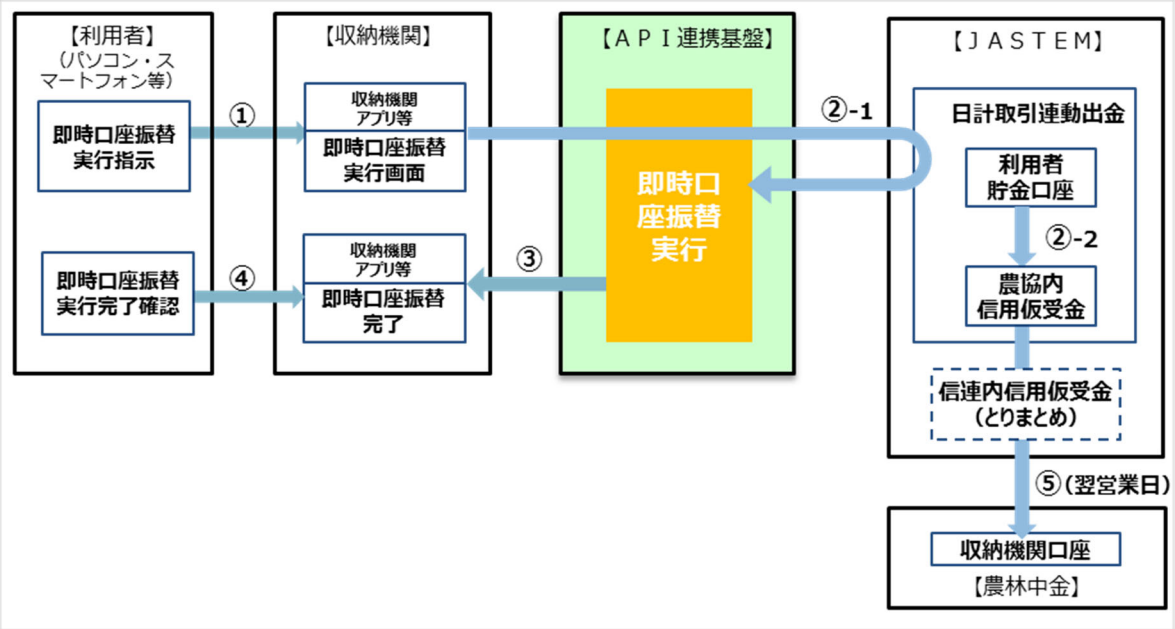

ａ　利用者の処理

以下により、農協・信連を収納金融機関とする即時口座振替実行の指示を行う。

(a)　収納機関アプリ等にて、収納機関所定の方法により、収納金融機関を取引農協・信連とする即時口座振替実行の指示を行う。【①】

(b)　収納機関においてＡＰＩ連携基盤からの実行完了通知を受け当該実行金額を収納機関の当該利用者アカウント残高に反映させる等の処理を行うので、収納機関アプリ等にて即時口座振替実行完了を確認する。【④】

ｂ　ＡＰＩ連携基盤の処理

以下により、即時口座振替実行処理を行う。

(a)　収納機関からの即時口座振替実行要求電文を受け、アクセストークン認証確認を行ったうえで、ＪＡＳＴＥＭに対して日計取引連動出金（利用者の口座から当該農協内の所定の信用仮受金口座への資金振替）を要求する。【②-1】

(b)　ＪＡＳＴＥＭからの応答（正常）を受け、収納機関に対して実行完了通知を送信する。【③】

ｃ　ＪＡＳＴＥＭの処理

ＡＰＩ連携基盤からの要求を受け、次の処理を行う。なお、収納機関との即時口座振替実行資金（利用者口座からの引落資金）の決済の詳細は、後記第４章を参照。

(a)　日計取引連動出金の要求を受け、当該利用者の口座から資金引落を行うとともに、当該農協内の所定の信用仮受金口座への振替を行い、その結果をＡＰＩ連携基盤に返

信する。【②-1、2】

(b) 翌営業日に、システム自動処理により、農協の所定の信用仮受金口座から引落を行い、(信連県の場合は信連の所定の信用仮受金口座経由で、) 農林中金に開設された収納機関の口座に振込により入金を行う。【⑤】

(2) 即時口座振替実行の取消

a 利用者は、即時口座振替実行の当日中に限り、収納機関のアプリ等から即時口座振替実行の取消を行うことができる。

ただし、収納機関アプリ等に取消機能が具備されている場合に限る。

b 即時口座振替実行の翌日以降の取消は、収納機関と当該貯金口座を保有する農協・信連が利用者と協議のうえで取り扱う（本サービスによる取消はできない。)。

(3) 処理エラーが発生した場合の取扱い

a ＪＡＳＴＥＭにおける利用者の口座からの資金引落し後に、ＪＡＳＴＥＭあるいはＡＰＩ連携基盤において処理エラーが発生した場合は、ＪＡＳＴＥＭにおいて当該資金を利用者の口座に戻す処理を行い、即時口座振替は成立しない（この場合、収納機関アプリ等にチャージをするためには、利用者による再度の即時口座振替実行依頼が必要。)。

b ＪＡＳＴＥＭおよびＡＰＩ連携基盤の処理完了後、ＡＰＩ連携基盤と収納機関の間で処理エラーが発生した場合は、ＡＰＩ連携基盤側でのステータス（即時口座振替成立）にあわせて、収納機関が当該利用者アカウント残高等の修正を行う（利用者による再度の即時口座振替実行依頼は不要。)。

８　収納機関から受領する取扱手数料の取扱い

(1)　取扱手数料の取扱いの決定

本サービスにおいて、収納金融機関となる農協・信連は、収納機関から取扱手数料を受領する。取扱手数料の取扱いに必要な事項は、収納機関と本サービスにかかる契約を締結する農林中金が当該収納機関との間で調整を行って決定し、信連・農協へ通知する。

(2)　取扱手数料の精算

ａ　収納機関との取扱手数料の精算は、農林中金が系統を代表して実施する。

ｂ　農林中金から各農協・信連への手数料の精算は、半期に一度実施する。

ｃ　農協・信連ごとの取扱手数料金額は、農林中金にて還元資料を作成し、信連へ送付する。

９　利用者からの照会への対応および利用者への諸連絡

サービスにかかる利用者からの照会には収納機関が対応し、利用者への諸連絡も収納機関が対応する。

ただし、利用者からのＡＰＩ連携基盤の本サービス画面操作等に関する照会や本サービスの緊急停止（解約）の申し出等については、第７章に規定するヘルプデスクが対応する。

ヘルプデスクは、キャッシュカード暗証番号や利用者の口座状態等に関する照会等、ヘルプデスクでは対応できない事項の照会等を受けた場合は、当該県の信連に取り次ぐ。

第３章　収納機関との契約

１　概要

「FinTech 企業等との連携及び協働に係る方針」に基づき、農林中金が系統金融機関を代表して収納企業との契約の締結を行う。

農林中金・信連（最終統合県支店を除く。）間および信連・農協間の契約は、第１章５(1)「系統内契約」による（収納機関別の個別契約は行わない。）。

収納企業から受領する取扱手数料単価については、収納企業との契約締結後、農林中金から、農協・信連あて通知する。

２　収納機関との契約手続

(1)　農林中金は、事務取扱条件等が整った収納機関との間で本サービスの取扱いを行うに際し、「即時口座振替サービス取扱条件通知書兼確認依頼書」（様式１）により信連に対し事務取扱条件等を通知するとともに、当該収納機関の委託者情報登録(注)を登録内容に関する文書を添付のうえで依頼する。

（注）委託者情報は「即時口座振替契約がある状態での口座解約を抑止するため、ダミーの口座振替を口座に設定する」ために使用する（即時口座振替専用の委託者情報を新たに設定し、口振マスタの形式でＡＰＩ連携基盤に登録する。）。収納機関は、委託者情報の内容を承知する必要はない。この委託者での口座振替は発生しない（即時口座振替の資金移動は連動出金で行われる。）。

(2)　信連は、前記(1)の農林中金からの通知を受け、次により取り扱う。

ａ　事務取扱条件等を確認する。

ｂ　添付の登録内容に関する文書にしたがい、当該収納機関の委託者情報をＪＡＳＴＥＭに登録する。登録後に登録結果を照会し、照会結果をＰＤＦファイル化する。

ｃ　「即時口座振替サービス取扱確認報告書」（様式２）を前記ｂの照会結果（ＰＤＦファイル）を添付して農林中金に対し提出する。

ｄ　信連が定める方法により、傘下農協に通知する。

(3)　農林中金は、各信連からの報告を受け、収納機関と契約を締結する。

また、収納機関との調整および前記(2)の各信連からの報告等をもとに、口振マスタ入力情報(注)を作成し、ＡＰＩ連携基盤への登録手続を行う。

（注）ＡＰＩ連携基盤の口振マスタテーブル（収納機関が管理する即時口座振替に関する情報とＪＡＳＴＥＭが管理する即時口座振替に関する情報を紐付けするもので、ＡＰＩ連携基盤において、収納機関から送信される電文をＪＡＳＴＥＭで処理可能な情報に変換するために使用される。）をセットアップするために必要な情報。

第４章　収納機関との即時口座振替実行資金の決済

１　収納機関との即時口座振替実行資金の決済

即時口座振替サービスにおける収納機関との即時口座振替実行資金（利用者口座からの引落資金）の決済は、次により行う（システム自動処理)。

(1)　実行日

ＪＡＳＴＥＭは、ＡＰＩ連携基盤からの要求を受け、利用者の口座からの引落資金を当該農協・信連の信用仮受金（即時口振口）口座に振り替える（いったん資金は農協・信連に滞留する。)。

(2)　決済日（実行日の翌営業日）

ＪＡＳＴＥＭは、ＡＰＩ連携基盤からの要求を受け、次の処理を行う。

ａ　信連県

県内農協の信用仮受金（即時口振口）口座から収納機関別に当該決済日の決済対象資金合計額を引落し、信連の信用仮受金（即時口振口）口座に振り替える。

信連の信用仮受金（即時口振口）口座から収納機関別に県内農協・信連の当該決済日の決済対象資金合計額を引落し、農林中金に開設した収納機関の口座あて振込を行う。

ｂ　１県１農協県、最終統合県

各農協の信用仮受金（即時口振口）口座から収納機関別に当該決済日の決済資金合計額を引落し、農林中金に開設した収納機関の口座あて振込を行う。

２　農協・信連における信用仮受金（即時口振口）口座の開設

前記１の処理で使用する農協・信連の信用仮受金（即時口振口）口座（センタ開設科目口座）を本サービス開始時までに次の内容により新規追加する。

当該科目口座は農林中金で開設処理を行うため、県側での窓口取引による開設対応は不要である。

内部勘定科目コード	内部勘定科目名	科目口座番号	センタ開設科目口座名
00118	信用仮受金（口座振替口）	955	信用仮受金（即時口振口）

第５章　経費分担

１　ＡＰＩ連携等利用料

事務受託要領に定める事務受託料金詳細表に基づく。

２　ＪＡＳＴＥＭ利用料

ＡＰＩ連携基盤から口振契約登録や口座出金指示を受け、ＪＡＳＴＥＭが各種処理を実行した場合、当該取引に伴うＪＡＳＴＥＭ課金が発生する。

第６章　事故・障害

１　障害の定義

ＪＡＳＴＥＭ、ＡＰＩ連携基盤、収納機関のシステムまたはそれらを結ぶ通信回線等の故障等により本サービスの全部または一部がその本来の機能を停止した場合をいう。

２　障害時・障害復旧時の対応

ＪＡＳＴＥＭ、ＡＰＩ連携基盤、収納機関のシステムまたはそれらを結ぶ通信回線等の故障等により本サービスの全部又は一部がその本来の機能を停止し（障害発生時）、ＪＡバンク業務革新部にて県域への通知が必要と判断された場合、ＪＡＳＴＥＭ運用部より県域へ障害連絡票により通知を行う。なお、障害時の対応方法は状況に応じて決定する。

第７章　ヘルプデスク

１　ヘルプデスクの設置

農林中金は、本サービスについて、利用者および未利用者からの電話等によるサービス内容・ＡＰＩ連携基盤のウェブサイトの操作方法にかかる照会、要望、苦情等への対応、農協および信連への連絡等の対応を一元的に行うこととし、そのための機能としてヘルプデスクを設置する。

２　ヘルプデスクの運営

ヘルプデスクの運営・契約等の詳細は、ＪＡネットバンク（個人・法人）全国ヘルプデスク利用要領の定めるところによる。

第８章　還元資料

１　還元資料

農林中金は、次の種類の還元資料を作成し、信連へ送付する。

	資料名	サイクル	作成単位	記載内容
(1)	即時口振契約関連統計資料（県別）（日別）	月次	県	農協・委託者コード・受付日別に、当該月の即時口振契約の受付総件数、受付成立件数、中断件数、エラー総件数を集計。
(2)	即時口振契約関連統計資料（県別）（月計のみ）	月次	県	農協・委託者コード別に、当該月の即時口振契約の受付総件数、受付成立件数、中断件数、エラー総件数を集計。
(3)	即時口振実行関連統計資料（県別）（日別）	月次	県	農協・委託者コード・受付日別に、当該月の即時口振実行・取消に関して、受付総件数・金額、成立件数・金額、エラー件数を集計。
(4)	即時口振実行関連統計資料（県別）（月計のみ）	月次	県	農協・委託者コードに、当該月の即時口振実行・取消に関して、受付総件数・金額、成立件数・金額、エラー件数を集計。
(5)	即時口振未収手数料情報	月次	県	農林中金から分配される予定の手数料金額を、農協・委託者コード別に集計。決算時の未収手数料計上等の参考に使用する。
(6)	即時口振手数料決済情報（県域別）	半期	県	農協・委託者コード別に、即時口振の契約登録・実行の取引成立件数・取扱手数料（税抜・税込）を集計。

附　則（2021 J 革特発第 494 号）

（実施日）

この要領は、2021 年 9 月 15 日から実施する。

様式目次

様式番号	名　　称	保存期間	備考
様式１	即時口座振替サービス取扱条件通知書兼確認依頼書	―	
様式２	即時口座振替サービス取扱確認報告書	―	

様式１

即時口座振替サービス取扱条件通知書兼確認依頼書

○Ｊ革特発第○号
○年○月○日

都道府県信用農業協同組合連合会
奈良県農業協同組合
島根県農業協同組合
沖縄県農業協同組合
キャッシュレス担当部署　御中

農林中央金庫
ＪＡバンク業務革新部

このたび、下記により即時口座振替サービスを実施することとしましたので、通知いたします。

つきましては、本収納機関と貴県との間でサービスを開始するために必要な情報等の設定を行いますので、下記取扱条件をご確認いただくとともに、別紙●「ＪＡＳＴＥＭ委託者情報登録内容」にしたがいＪＡＳＴＥＭに委託者情報を登録のうえ、別紙●「即時口座振替サービス取扱確認報告書」（委託者情報照会結果（PDF）を添付）を●年●月●日（●）までに当部あてご回報くださいますようお願いいたします。

記

項目	即時口座振替サービス
収納機関名	
収納機関番号	
口座振替の対象	
実施予定日	
取扱手数料	
取扱手数料の精算方法	
ＪＡＳＴＥＭ委託者情報登録内容	別紙●のとおり。
備考（会社情報等）	

以上

本件にかかるお問い合わせ先
　　農林中央金庫　ＪＡバンク業務革新部

様式２

○年○月○日

農林中央金庫
　ＪＡバンク業務革新部　行

信連・ＪＡ名＿＿＿＿＿＿＿＿
担当部＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿
電話番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿

即時口座振替サービス取扱確認報告書

即時口座振替サービス取扱条件通知書兼確認依頼書（●Ｊ革特発第●号、●年●月●日付）により通知を受けた即時口座振替サービスについて、下記の通り報告いたします。

記

○委託者情報登録結果

適否	備考
	委託者情報の登録結果は添付の「委託者情報照会結果」のとおり

注：否の場合、速やかに農林中央金庫（ＪＡバンク業務革新部）あて一報するとともに、その理由を備考欄に記載する。

以上